

# 会報

宮崎県建設業協会機関誌 No. 408号

Monthly Association Construction Industry NEWS



(社)宮崎県建設業協会

宮崎市橋通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798

HP:<http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

E-mail:[info@miyazaki-kenkyo.or.jp](mailto:info@miyazaki-kenkyo.or.jp)

---

# 目 次

◇平成20年10月行事予定	1
◇平成20年11月上旬行事予定	2
◇県協会HP・会員専用サイト登載項目案内（9月分）	2
◇県協会 会員の動き	2
◇県 協 会	
1. 第6回常務理事会を開催	3
2. 九州地方整備局と県協会常務理事会との意見交換会を開催	4
3. 工事請負契約書第25条第5項の運用の拡充について	5
4. 平成20年度宮崎県違反建築防止週間の実施について	5
◇雇用改善コーナー	
1. 平成20年度「雇用管理研修」並びに 「建設教育訓練助成金等相談会」の実施について	7
2. 建設事業主雇用改善推進助成金のご案内	8
3. 建設教育訓練助成金のご案内	10
◇技 士 会	
1. 企画運営委員と技術委員決まる!!	12
2. 『監理技術者の講習会』についてお知らせ!!	13
3. 2級土木施工管理技術検定試験における「準備講習会」終わる	13
◇建 退 共	
1. 建設業退職金共済制度加入促進強化月間	14
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（8月分）	15
◇厚生年金基金	
1. 事業概況（8月分）	15
◇火薬協会	
1. 火薬類の事故発生状況	16
◇保証会社	
1. 宮崎県内の前払保証・公共工事動向（8月分）	18
◇試験・研修等のご案内	
1. 平成20年度2級建設業経理士『受験準備講座』のご案内（県協会会員対象）	19
2. 平成20年度建設業経理検定試験（下期）のご案内	21
◇建設業福祉共済団からのお知らせ	
1. 建設共済加入促進月間 実施中!!	25

---

## 平成20年10月行事予定表

日	曜	主催者	開催場所	主な内容
1	水	県協会・建産連・ダンプカー協会 土木施工管理技士会		
2	木	全国建設産業団体連合会会長会議 (秋田)		
3	金	宮崎県建設業協会青年部連合会と 九州地方整備局との意見交換会		小型車両系建設機械（整地・掘削） 運転特別教育（4日まで清武）
4	土			
5	㊱	1級土木施工管理技士実地試験 (福岡)		
6	月			
7	火			
8	水	宮崎県建設業協会建設産業経営基盤強化支援事業第2回審査委員会 (宮崎)		企業年金連合会九州地方協議会 平成20年度第2回役員講習会 (福岡)
9	木			全国建設業労働災害防止大会 (10日まで福岡)
10	金			
11	土			
12	㊱			
13	月	体育の日	体育の日	体育の日
14	火	雇用改善建設現場等見学会 (宮崎農業高校) 建設業情報化セミナー（宮崎）		
15	水	九州地方建設業再生協議会 (北九州市) 建設業情報化セミナー（小林）		火薬保安講習（高鍋）
16	木	建設業情報化セミナー（日向）		企業年金連合会理事長、企業年金 トップセミナー（奈良） 基金納入告知書発送
17	金	宮崎県建設業協会中間監査		高所作業車運転技能講習 (19日まで清武)
18	土	大規模津波防災総合訓練合同リハーサル（宮崎港）		
19	㊱	大規模津波防災総合訓練（宮崎港）		
20	月	建設業協会雇用改善事業インター ンシップ（23日まで日向工業高校）		
21	火	宮崎県建設業協会常務理事会		
22	水			企業年金連合会九州地方協議会宮 崎部会第3回連絡打合せ・研修会
23	木			車両系建設機械（整地・掘削）運 転技能講習（25日まで清武） 九州地区総合厚生年金基金協議会 平成20年度第3回研修会（福岡）
24	金			
25	土			
26	㊱	2級土木施工管理技士試験 (福岡・鹿児島)		
27	月			宮崎県産業安全衛生大会（佐土原） 企業年金連合会年金実務Ⅲ研修 (東京)
28	火			
29	水	九州建設業協会地域・定例懇談会 (佐賀)		
30	木			
31	金	宮崎県建設業協会青年部連合会と 徳島県建設業協会青年部との意見 交換会（宮崎）		

## 平成20年11月上旬行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンプカー協会 土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	土			
2	(日)			
3	月	文化の日	文化の日	文化の日
4	火	全国建設労働問題連絡協議会 (東京)		
5	水	都道府県建設産業人材確保・育成 推進協議会等担当者会議(東京)		
6	木	宮崎県建設業協会建設現場等見学会 (宮崎工業)	九州建設業協会建退共支部ブロック会議(長崎)	
7	金		建災防全国事務局長会議(東京)	
8	土			
9	(日)			
10	月			

## 県協会ホームページ・会員専用サイト登載項目案内(9月分)

### 【ホームページ】

項目		所管	形式
1	第40回(社)砂防学会シンポジウムの案内	外部団体	HTML
2	「さびを防ぐ」技術講習会のご案内	外部団体	HTML

### 【会員専用】

項目		所管	形式
1	平成20年度2級建設業経理士『受験準備講座』の開催について(県協会会員対象)	宮崎県建設業協会	PDF
2	リコールの届け出に伴う建設機械の事故防止について	国土交通省	PDF

上記文書をご覧になる場合は、予め会員の皆様方に通知しておりますID及びパスワードが必要となります。

当協会ホームページアドレスにつきましては、会報表紙をご覧ください。

## 県協会 会員の動き

(9月1日~30日)

### 【代表者、組織、所在地等】

地区(市)名	会社名	変更事項	変更前	変更後
宮 崎	宮崎建設開発(株)	所在地	宮崎市大字本郷北方2440番地24	宮崎市橘通西5丁目1番23号
		電話番号	0985-51-3191	0985-24-1575
		FAX番号	0985-52-3067	0985-24-1577
都 城	株島田工業	代表者	瀬戸山 健二	島田 巖
小 林	坂口建設(株)	代表者	吉永秋男	松岡重孝

### 【退会】

地区(市)名	会社名	代表者名
宮 崎	(株)中央技建	前田照秋
都 城	田代建設工業(株)	田代昌敏
小 林	加藤建設(株)	加藤幸一
	(有)亀澤建設	亀澤秋二
西 都	伸光建設(株)	福田章治
日 向	(有)望月建設	望月健男

# 県協会

## 1. 第6回常務理事会を開催

第6回常務理事会が、平成20年9月16日（火）午後1時より、県建設会館2階「委員会室」において開催され、永野会長が常務理事会の開会に当たって、9月2日に開催した「宮崎県建設関連産業危機突破総決起大会」の協力お礼とその結果9月12日県知事が事前公表を事後公表にすると発表したことなどの挨拶を行った。

議題については、

議題1 県土整備部技術企画課・管理課との意見交換

について

議題2 宮崎県建設関連産業危機突破総決起大会の総括について

議題3 大規模津波防災総合訓練の案内について

議題4 次回常務理事会開催日時について

議題5 その他



について審議され、主な審議内容については、以下のとおりである。

「県土整備部技術企画課・管理課との意見交換について」は、県議会開会中であり、課長及び課長補佐の出席ができず技術企画課の総合評価担当大坪主幹と管理課入札制度改革担当湯浅主任主事が出席され、「総合評価方式の評価項目・評価基準について」活発に意見の交換がなされた。また、事後公表の試行問題についても、「事後公表は設計積算内容をしっかりしてほしい」、「配点率の見直し」といった意見・要望が出された。



「宮崎県建設関連産業危機突破総決起大会の総括について」は、本田事務局長より報告があり、概ね好意的な報道であったことを総括するとともに、これに要した総経費についても併せて報告した。

「大規模津波防災総合訓練の案内について」は、渡邊専務理事により、10月19日（日）午前9時より宮崎市宮崎港において『がれき排除訓練』及び『堤防復旧訓練（土嚢積み）』を県建設業協会（宮崎地区建設業協会が中心）が実施することを説明した。

「次回常務理事会開催日時について」は、10月21日（火）午後1時開会と決定された。

「その他」については、宮崎県碎石事業協同組合連合会から「骨材販売価格等に関するお願い」で矢野会長以下役員から協力要請があったことを、永野会長から説明があった。また、山崎副会長から9月12日に「宮崎県産業開発青年隊の再編整備について」県土整備部長、県議会議長等へ要望したことの報告がなされた。

## 2. 九州地方整備局と県協会常務理事会との意見交換会を開催

(社)宮崎県建設業協会の常務理事会は、去る8月29日(金)、宮崎県建設会館5階「会議室」において、九州地方整備局（企画部：森北企画部長はじめ5名、建政部：城建設産業調整官はじめ4名、宮崎、延岡河川国道事務所長、宮崎港湾事務所長）と下記のテーマをもって意見交換を行った。



### 意見交換会テーマ

#### (1) 適正な入札・契約手続きについて

(総合評価落札方式の課題)

平成17年度の品確法施行以降、総合評価落札方式を拡大し、平成19年度は約95%実施。また、品質の確保や下請けへのシワ寄せなどの対応として、調査基準価格の引き上げを実施。一方、受注者側は経営環境が悪化する中で、地元企業が受注しやすい条件設定等要望。今回は、総合評価落札方式が、現場条件等を踏まえより適正・充実したものとなるよう意見を交換。協会側からも「予定価格の事後公表における県・市町村への指導」、「各県の実情にあった総合評価落札方式の実施」、「協会存在意義の確立」、「一般競争入札における入札ボンドの適用」など活発な意見がなされた。



説明項目　・多様な総合評価のタイプ

(施行体制重視タイプ、企業施工実績重視タイプ)

・競争参加資格の拡大の試行について

・単品スライドについて

ほか

#### (2) いきいき現場づくりを目指して

近年の大幅な公共工事削減や入札・契約制度の激変、国民の公共事業に対する根強い批判など建設業界は厳しい環境におかれている。特に、契約事項以外の業務や工期の延伸等に起因する、現場経費の増大は企業経営を圧迫。このような現状をかんがみ、我々は工程や品質管理を的確に行い、住民・施工業者・発注者の三方良しを目指す「いきいき現場づくり」を推進。現場における実情等を要望し、更なる徹底及び充実に向け意見を交換。協会側からも「工事書類簡素化への更なる徹底」など要望がなされた。

説明項目　・工事書類の簡素化　・工事監理連絡会　・適正な設計変更

ほか

#### (3) 技術力の向上（人材育成）について

若手の技術者向上、技術の伝承を含めた人材育成は、施工業者、発注者共通の課題と認識しているところであるが、現場技術力向上のために受発注者が協働で行う取り組みについて意見を交換。

説明項目　・教育現場での実践

ほか

### 3. 工事請負契約書第25条第5項の運用の拡充について

国土交通省大臣官房  
地方課長  
技術調査課長  
官庁営繕部計画課長

工事請負契約書（「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）の別冊）第25条第5項の規定（以下「単品スライド条項」という。）の運用については、「工事請負契約書の運用基準について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第27号）記第25条関係及び「工事請負契約書第25条第5項の運用について」（平成20年6月13日付け国地契第9号、国技建第1号、国営計第24号。以下「運用通達」という。）に定めたところであるが、その後の経済情勢を鑑みると、地域や工事の内容によっては、原油価格の高騰等により、鋼材類や燃料油以外の主要な工事材料についても価格が著しく上昇し、請負代金額が不適当となるおそれがあると認められる。このため、当分の間、下記のとおり単品スライド条項の運用を拡充することとしたので、取扱に遗漏のないよう措置されたい。

なお、本通達に基づき単品スライド条項を適用しようとする場合には、事前に本省担当課と協議されたい。

#### 記

原油価格の高騰等の特別な要因により、日本国内の地域において鋼材類及び燃料油以外の主要工事材料の価格の著しい上昇が認められる場合には、運用通達に基づき鋼材類について単品スライド条項を適用する場合の取扱に準じて、当該工事材料について単品スライド条項を適用できるものとする。この場合においては、当該工事材料の価格上昇の要因について十分に把握するものとし、その要因が明らかなものについて、各品目ごとに算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えることを確認するものとする。

#### 附 則

- 1 この通達は、平成20年9月10日から施行し、適用する。
- 2 工期の末日がこの通達の施行日以降で平成20年12月31日以前である工事についての単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期が2月末満であっても、工期満了前であって、かつ、平成20年10月31日までの場合は、これを行うことができるものとする。

### 4. 平成20年度宮崎県違反建築防止週間の実施について

#### 実 施 要 領

##### 1 目 的

本週間は、県民一般に建築基準法その他関係法令の目的・内容について周知を図るとともに、違反建築物に対して行政上の所要の措置を講じることによって、良好な市街地環境の形成及び建築物の質の向上に努める気運を高めることを目的とする。

##### 2 期 間

平成20年10月11日（土）から10月17日（金）まで

##### 3 実施主体

宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市及び日向市

##### 4 重点事項

- (1) 違反建築物是正指導の徹底
- (2) 違反建築物に関与した建築士等の情報収集及び指導の徹底

- 
- (3) 完了検査を受けていない建築物に対する重点パトロール
  - (4) 工事監理の徹底
  - (5) 工事完了検査の徹底
  - (6) 既存建築物に係る違反是正対策の徹底

## 5 実施要領

実施主体が一体となって、この週間に「一斉公開建築パトロール」を実施するほか、違反建築物等に対して所要の措置を積極的に講じるとともに、建築基準法が良好な市街地環境の形成や建築物の安全性の確保等に果たす役割等について、各地域の住民等に対し周知を図る。

また、完了検査を受けていない建築物に対する重点パトロールを違反建築防止週間の重点項目とするほか、既存建築物にかかる防火・避難上の重大な違反について、是正指導を引き続き実施する。

(具体的な取り組み)

- ・関係機関への協力依頼
- ・違反建築防止に関する啓発（ポスターの掲示）
- ・一斉公開建築パトロール（別紙「一斉公開建築パトロール実施要領」による）
- ・工事監理者選定の励行及び啓発
- ・適切な工事監理のための啓発・指導及び施工状況報告の徹底
- ・工事完了検査申請の督促及び完了検査未了建築物への立入指導
- ・設計者等に対する完了検査、中間検査の受検の周知啓発

## 一斉公開建築パトロール実施要領

### 1 日 時

平成20年10月16日（木）午前9時から正午まで

### 2 実施対象区域

建築活動の活発な地域とする。

### 3 勤員体制

建築担当職員を中心に複数の班を編成する。

### 4 重点事項

特定行政庁は、重点事項を各々定めた上で、所要の措置を講じるものとする。

（宮崎県）

県民生活の基盤である住宅（共同住宅や他の用途を兼ねるものも含む。）の工事監理及び完了検査の徹底、違反是正命令後、1年以上是正されないまま放置されている違反建築物等について、是正指導の徹底を図る。

- ・ 施工状況報告書が提出されていない現場や、完了検査未了の建築物を重点的に点検する。
- ・ 確認表示板における工事監理者の表示を点検・指導する。
- ・ 違反建築物の是正状況を再度確認し、適切に是正が行われていない建築物については、対象建築物の所有者又は管理者に対し是正指導を行うとともに、関係の設計者、監理者、施工者に関する情報を収集・整理し、是正指導を行う。

### 5 実施結果の報告

パトロール終了後、様式2及び様式3（違反建築物がある場合）に記載して午後1時15分までに建築住宅課へ提出する。

### 6 報道機関への発表

県において、「一斉公開建築パトロール」の実施結果について、記者クラブへ資料提供（投げ込み）を行う。

# 雇用改善コーナー

## 1. 平成20年度「雇用管理研修」並びに 「建設教育訓練助成金等相談会」の実施について

独立行政法人雇用・能力開発機構  
宮崎センター統括所長

当センターの業務運営につきましては、日頃から格別のご支援を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、下記により「雇用管理研修(専門コース)」並びに「建設教育訓練助成金等相談会」を実施することといたしましたので、受講いただきますようご案内申しあげます。

### 記

#### I 雇用管理研修(専門コース)

1. 開催日時・会場 11月15日(土) 9:30~16:30 宮崎センター会議室
2. 受講対象者 雇用管理責任者、他の建設業従事者、建設事業主の方。
3. 研修内容 別紙日程表によります。
4. 受講料・教材費 無料
5. 定員 50名程度
6. 申込み方法・締め切り

「雇用管理研修」受講申込書により、11月7日(金)までに、宮崎センター業務課雇用管理係あてFAXにてお申込みください。

※申込書の氏名、生年月日を修了証書に記載しますので、正確にご記入ください。

※申込み後の受講者の変更は、申込書に「変更」と付記して再度お申込みください。

※定員に達したときは締め切ることがあります。

7. 昼食 各自で準備してください。
8. 駐車場 駐車台数に制限はありません。
9. 修了証書 研修修了後、修了証書を事業所あて郵送いたします。

※9:30~16:30(6時間)の8割以上を受講する必要があります。

#### II 建設教育訓練助成金等相談会

1. 開催日時・会場 11月15日(土)13:30~ 宮崎センター相談室
2. 対象者 下記3の助成金をご担当の方
3. 対象助成金
  - ①建設教育訓練助成金
  - ②建設事業主雇用改善助成金
    - イ. 雇用管理研修の実施
    - ロ. 作業員宿舎等の整備
    - ハ. 健康診断の実施
  - ③当センターに申請するその他の助成金
4. 申込み方法・締め切り

「建設教育訓練助成金等相談会」参加申込書により、11月7日(金)までに、宮崎センター業務課雇用管理係あてFAXにてお申込みください。

※他の日に相談を希望する場合は、お手数ですがお電話をいただき、日時を調整してください。

雇用・能力開発機構宮崎センター  
業務課雇用管理係、助成係  
TEL. 0985-51-1590 FAX. 0985-51-1509  
雇用管理研修担当:川崎  
助成金相談会担当:佐藤・林田

## 2. 建設事業主雇用改善推進助成金のご案内

# 助成金を利用して働きやすい職場づくりをしませんか？

雇用改善実施計画を作成し、次の事

### 1 雇用管理責任者等の選任・配置等

※雇用管理研修等は必ず実施又は受講してください。

例えば

- 雇用管理研修や職長研修を受講させる場合
- 各専門工事業団体が実施する「基幹技能者認定講習」を受講させる場合 などに賃金の一部が支給されます。  
(支給額…雇用管理研修等の受講ごとに、賃金上限5000円／1人1日（6日分を限度）)

### 2 建設労働者の募集・採用を円滑に行うための新たな取組

例えば

- 求人情報誌等へ求人広告を掲載する場合(求人募集と併せて建設業の魅力をアピールするもの)
- 就職説明会を開催、又は就職説明会へ参加する場合 などにその経費の一部が支給されます。  
(支給額…経費の1/2相当額（100万円を限度）)

### 3 高年齢労働者・女性建設労働者の活躍を促進する取組

例えば

- 高年齢労働者等に配慮した待遇制度（継続雇用制度等）や、労働環境の整備をするために検討・調査をする場合 などにその経費の一部が支給されます。  
(支給額…経費の1/2相当額（100万円を限度）)

### 4 魅力ある職場づくりのための取組

例えば

- 工事現場で作業員宿舎を賃借する場合
- 工事現場で食堂、休憩室、更衣室、浴室、便所、シャワー室を賃借する場合
- 賃金体系・退職金制度の整備をするために検討・調査する場合 などにその経費の一部が支給されます。  
(支給額…経費の1/2相当額（100万円を限度）)

建設事業主雇用改善推進助成金は、中小建設事業主のみなさまの雇用改善の取組を支援するために平成20年度に新設されました。

雇用管理の課題をご検討されたうえで、下記の助成対象項目を盛り込んだ年間計画を作成し、独立行政法人雇用・能力開発機構の認定を受けていただき、その計画に沿って雇用改善の取組を行った場合、助成金が支給されます（1事業年度につき200万円の支給限度額があります）。

## 事業を実施（計画の変更は隨時可能）



### 期間雇用労働者の雇用改善

例えば

- 1ヶ月以上1年末満の期間を定めて雇用される建設労働者の健康診断を実施する場合 などにその経費の一部が支給されます。  
(支給額…経費の1/2相当額（50万円を限度）)



### 社会保険労務士等の利用

例えば

- 上記1～5の取組のために社会保険労務士等のコンサルティングを受ける場合 などにその経費の一部が支給されます。  
(支給額…経費の1/2相当額（50万円を限度）)

## 建設事業主雇用改善推進助成金の活用事例

A社は、管工事業を営む中小建設事業主であるが、会社内の年齢構成が偏っていることから若年技術者の採用のための企業案内を作成するとともに職場環境を整備するため工事現場にシャワーリモートを設置したいと考えていた。そこで事前に雇用・能力開発機構都道府県センターに相談を行ったところ、建設事業主雇用改善推進助成金を利用できることが分かり、併せて、雇用管理責任者の重要性を知り、雇用管理研修も受講することにした。

雇用改善実施計画を作成し、センターへ認定申請を行い、実施時期に応じて（四半期毎）支給請求した結果、年間で当該事業にかかった費用710,000円のうち355,000円の助成を受けることができた。

※事業の内容によって助成金を受けられない場合があります。

(今回の事例の内訳)	
【A社負担額】	【助成額】
企業案内の作成経費 300,000円…①	300,000円×1/2=150,000円…④
シャワーリモートの設置経費	
65,000円（※イ）×6ヶ月=390,000円…② (※イ)=1ヶ月当たりの賃借料	390,000円×1/2=195,000円…⑤
雇用管理研修の受講経費	
10,000円（※ロ）×1日間×2名=20,000円…③ (※ロ)=受講者（雇用保険の被保険者）の通常の賃金日額	10,000円（※ハ）×0.8=8,000円 8,000円>5,000円（※ニ）のため 5,000円（※ニ）×1日間×2名=10,000円…⑥ (※ハ)=別途算定したA社の1人当たりの平均賃金日額 (※ニ)=賃金日額の支給限度額
合 計	
実施経費 710,000円 (①+②+③)	助成額 355,000円 (④+⑤+⑥)

機構の取り扱う助成金についてインターネットでも情報提供しております。<http://www.ehdo.go.jp/>

— お問い合わせ —

独立行政法人雇用・能力開発機構宮崎センター 0985-51-1511

### 3. 建設教育訓練助成金のご案内

## 助成金を利用して建設労働者の 技能向上を図りませんか？

例えば、従業員に下表の労働安全衛生法に定められた技能講習・教習を登録教習機関に委託して受けさせた場合

技能講習	教 習
酸素欠乏危険作業主任者技能講習	
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	
床上操作式クレーン（5t以上）運転技能講習	クレーン運転実技教習
小型移動式クレーン（1t以上5t未満）運転技能講習	
ガス溶接技能講習	
車両系建設機械 （整地・運搬 ・積込用 及び掘削用） 運転技能講習	
車両系建設機械（解体用）運転技能講習	移動式クレーン運転実技教習
車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習	
不整地運搬車（1t以上）運転技能講習	
高所作業車（10m以上）運転技能講習	
玉掛け技能講習	

経費及び賃金の一部を雇用・能力開発機構が助成します。

機構の取り扱う助成金について  
インターネットでも情報提供しております。

<http://www.ehdo.go.jp/>

## 建設教育訓練助成金（第2種、第4種技能実習）の活用事例

A社は、土木工事業を営む雇用保険料率1000分の18を負担する中小建設事業主であるが、従業員の能力開発のため、講習経費を負担したり、出勤扱いで講習を受けさせる等、資格取得に力を入れている。今回、5名の従業員に「車両系建設機械運転技能講習」の修了を目標に、登録教習機関で6日間の講習を受講させることにした。

そこで事前に雇用・能力開発機構都道府県センターに相談に行ったところ建設教育訓練助成金（第2種、4種技能実習）を利用できることが分かった。

受講後（2ヶ月以内）に支給請求した結果、当該講習にかかった費用800,000円のうち500,000円の助成を受けることができた。

### （今回の事例の内訳）

【A社負担額】	【助成額】
<b>第2種（経費助成）</b>	
100,000円（※イ）×5名=500,000円…① （※イ）=1人当たりの受講料100,000円	500,000円×70%=350,000円…③
<b>第4種（賃金助成）</b>	
9,000円（※ロ）×6日間×2名=108,000円 10,000円（※ロ）×6日間×1名= 60,000円 11,000円（※ロ）×6日間×2名=132,000円 合計300,000円…② （※ロ）=受講者（雇用保険の被保険者）の通常の賃金日額	10,000円（※ハ）×0.8=8,000円 8,000円>5,000円（※ニ）のため 5,000円（※ニ）×6日間×5名=150,000円…④ （※ハ）=別途算定したA社の1人当たりの平均賃金日額 （※ニ）=賃金日額の支給限度額
<b>合 計</b>	
<b>実施経費 800,000円（①+②）</b>	<b>助成額 500,000円（③+④）</b>

※建設教育訓練助成金（第2種、第4種）の助成を受けるには、「雇用保険料率が18/1000であること」「受講者が雇用保険被保険者であること」「会社が費用を負担していること」等、一定の条件を満たす必要があります。

また、講習の種別や時間数等により助成金が受けられない場合もあります。

### ※平成20年度から建設教育訓練助成金の一部を拡充しました。

#### 【建設教育訓練助成金（第2種技能実習）の主な改正ポイント】

- (1) 機構が別に指定する労働安全衛生法に定められた技能講習・教習及び危険再認識教育について
  - 受講開始2週間前までに行う認定申請の手続きを廃止しました。
- (2) 事業主自らが行う技能実習（特別教育、有資格者に対する再訓練、技能検定の事前講習等）について
  - 登録教習機関に委託して実施する場合も助成対象としました。なお、受講開始2週間前までに認定申請の手続きが必要です。
  - 指導員謝金が1人1時間当たり10,000円の指導員に（社）全国技能士会連合会長が認定した「全技連マイスター」を加えました。
- (3) その他
  - 実習実施日の間隔の要件を7日以内から1ヶ月以内に延長しました。ただし、一の技能実習について最長でも6ヶ月以内に修了しなければなりません。
  - 支給請求の期限を受講後1ヶ月以内から2ヶ月以内に延長しました。

— お問い合わせ —

独立行政法人雇用・能力開発機構宮崎センター 0985-51-1511

# 技士会

## 1. 企画運営委員と技術委員決まる!!

仲秋の候、お見舞い申し上げます

日頃より、宮崎県土木施工管理技士会の事業運営につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。去る、7月17日の理事会において次の方々が委員になられましたので、お知らせいたします。なお、今後2年間、技士会の事業、運営そして技術力向上に携わっていただきます。

会員皆様方のご協力をお願ひいたします。

### 企画運営委員会 委員名簿

平成20～21年度 宮崎県土木施工管理技士会

役員種別	支部名	氏名	商号又は名称	摘要
委員長	高千穂	竹尾通洋	(株)竹尾組	
副委員長	日向	黒木幸紀	木倉建設(株)	
副委員長	東諸	林正和	林建設(株)	
委員	宮崎	川上淳	(株)川上土木	
〃	日南	永野征四郎	永野建設(株)	
〃	串間	谷口光秀	(株)谷口組	
〃	都城	清水安次	(株)清水組	
〃	小林	今針山廣己	(有)今針山工業	
〃	西都	仁科俊一郎	(名)仁科産業	
〃	高鍋	桑原常雄	(株)桑原建設	
〃	延岡	山崎司	(株)山崎産業	
〃	県協会	渡邊孝明	(社)宮崎県建設業協会	
	計	12名		

### 技術委員会 委員名簿

平成20～21年度 宮崎県土木施工管理技士会

役員種別	氏名	商号又は名称	摘要
委員長	坂元千昭	永野建設(株)	
副委員長	盛武一則	(株)盛武組	
副委員長	海老原淑晃	(株)川上土木	
委員	田村季大	(株)田村産業	
〃	兼松和浩	(株)岩永建設	
〃	中野浩光	山下産業(株)	
〃	牧崎治美	大淀開発(株)	
〃	桜栄作	(株)木場組	
〃	川上康則	(株)山本組	
〃	山崎透	日栄建設(株)	
〃	佐伯万樹	(有)佐伯建設	
〃	山崎俊一	(株)増田工務店	
〃	福田順一	宮前建設(株)	
〃	寺原多加広	(株)寺原建設	
〃	前田一男	(株)山崎産業	
〃	木下和幸	(株)竹尾組	
〃	代永哲也	宮崎県土木施工管理技士会	事務局
計	17名		

**生きていくためには、技術と経営に優れた企業を目指す事が必要である**

## 2. 『監理技術者の講習会』についてお知らせ!!

### 【C P D S 認定講習会】

今年度の『監理技術者講習会』の今後の日程についてお知らせいたします。

下記のとおり20年度の講習会は残り「2回」となりました。更新期にきている方は必ず受講をしてください。現在技士会で受講申し込みを受け付けております。

日 程	会 場
平成20年11月26日（水）	「宮崎職業能力開発協会」宮崎市学園木花台
平成21年2月6日（金）	〃

宮崎県土木施工管理技士会 TEL 0985-31-4696 FAX 0985-31-4697

#### 監理技術者講習とは

監理技術者は常に最新の法律制度や技術動向を把握しておくことが必要であることから、公共工事の専任の監理技術者として選任されている期間中のいずれの日において、講習を終了した日から5年を経過することのないように監理技術者講習を受講していかなければいけません。

登録講習期間が実施した講習の修了者に対して受講を証明する「監理技術者講習修了証」が交付され、発注者から提示を求められることがあるので監理技術者資格者証と同様に携帯しておくことが望されます。

- \* 監理技術者講習、受講者には平成20年度から経審で「6点」の加点となりました。
- \* C P D S (継続学習) でのユニット数が「12」となります。

## 3. 2級土木施工管理技術検定試験における『準備講習会』終わる

2級土木施工管理技術検定試験準備「講習会」が、技士会主催、県建設業協会のご後援により、宮崎県「建設会館」において盛会裡に終了いたしました。

私ども土木事業を施工する者に必要な国家資格試験ですので、参加者は真剣そのものの学習風景でした。

今後、建設業を取り巻く環境はますます厳しくなります。建設業界の発展には、技術と経営の優れた企業が必要であり、特に技術の継承は大切であります。

このような中、技術者がいま見直されております。具体的に技術者個人の評価やC P D S (生涯学習)などによる学習などを行うことにより技術者のステータスをアップさせてゆかねばならないと思います。このような大事な時期に講習会を開催し、会員の皆様が国家資格を取得されることは誠に意義深いものと思います。さらに挑戦され合格されることを祈っております。

受講生ガンバレ!!



# 建退共

## 1. 建設業退職金共済制度加入促進強化月間

独立行政法人 勤労者退職金共済機構  
建設業退職金共済事業本部

### 1 趣 旨

建設業退職金共済制度は、建設現場で働くひとたちのために、中小企業退職金共済法に基づき創設された退職金制度であり、建設業で働く労働者の福祉の増進と雇用の安定を図り、ひいては建設業の振興と発展に寄与することを目的としております。

本制度には現在全国で19万の建設事業者、270万人の労働者が加入していますが、上記の目的達成のためには、できるだけ多くの事業者に本制度への加入を働きかけていくことが必要です。

また、本制度の被共済者である労働者の方々に共済手帳が確実に交付され、共済証紙が適切に購入及び貼付されるよう制度の履行確保を徹底することが不可欠となっております。

本強化月間は、関係諸機関、諸団体のご協力の下、加入促進、履行確保活動を重点的に実施することにより、本制度の一層の充実を図ることとしております。

### 2 実施期間

自 平成20年10月1日

至 平成20年10月31日

### 3 後 援

厚生労働省 国土交通省

中小企業建設現場で働く方々の福祉増進を図る  
退職金制度を支援します

**10月は建設業退職金共済制度  
加入促進強化月間**

**毎日の汗  
将来の安心  
建設業退職金**

**5つの特徴**

- ① 国の制度なので安全確実かつ簡単
- ② 退職金は企業間を通算して計算
- ③ 国が掛金の一部を補助
- ④ 掛金は損金扱い
- ⑤ 運営費は国が補助

●お問い合わせは  
**建設業退職金共済宮崎県支部** 宮崎市橋通東2丁目9番19号 県建設会館内  
TEL 0985-20-8867 FAX 0985-20-8889

★ 建退共全員加入で明るい職場（加入率のアップ）★  
★ お疲れさまに貼る1枚（手帳更新率のアップ）★

## 2. 建退共宮崎県支部取扱状況（8月分）

建退共宮崎県支部

区分 月別	共 済 契約者数	被共済者数
7月末計	社 3,461	名 47,988
加入	3	107
脱退	0	189
8月末計	3,464	47,906

区分 月別	手帳更新 状況	退職金支給状況		掛金収納状況 (7月分)
前年度累計	冊 355,150	件 37,594	千円 21,004,125	千円 109,692,908
当月分	909	188	138,361	65,290
本年度分	4,131	1,142	907,601	197,565
累計	359,281	38,736	21,911,726	109,890,473

注：掛金収納額は20. 7月分を表す

## 厚生年金基金

### 1. 事業概況（8月分）

#### 1. 適用

(平成20年8月末現在)

設立事業所数	加入員数		
	男	女	計
386社	4,182人	689人	4,871人

#### 2. 給付

##### 裁定状況

(平成20年8月末現在)

	当月分		年度累計	
	件数	金額	件数	金額
第1種退職年金	9	4,476,600	31	20,340,000
第2種退職年金	31	5,983,000	99	23,420,800
選択一時金	12	7,145,800	52	34,097,500
脱退一時金	81	14,975,200	210	44,962,200
遺族一時金	1	46,800	5	1,194,000

#### 3. 年金経理（保有資産・時価）

(平成20年8月末現在)

信託資産	16,415,261,904 円
合計	16,415,261,904 円

注：時価である

# 火薬協会

## 1. 火薬類の事故発生状況

### 平成20年火薬類関係事故発生状況

(平成20年6月20日現在)

項目		事故件数		死亡者数		負傷者数	
取扱	種類別	件数	計	人數	計	人数(重-軽)	計
製造中	産業火薬	2	3	0	1	1-2	1-2
	煙火	0		0		0-0	
	がん具煙火	1		1		0-0	
消費中	産業火薬	4	8	0	0	1-0	3-3
	煙火	3		0		2-3	
	がん具煙火	1		0		0-0	
運搬中	産業火薬	0	0	0	0	0-0	0-0
	煙火	0		0		0-0	
	がん具煙火	0		0		0-0	
貯蔵中	産業火薬	0	0	0	0	0-0	0-0
	煙火	0		0		0-0	
	がん具煙火	0		0		0-0	
がんろう中	産業火薬	0	0	0	0	0-0	0-0
	煙火	0		0		0-0	
	がん具煙火	0		0		0-0	
その他事故	産業火薬	0	1	0	0	0-0	1-2
	煙火	0		0		0-0	
	がん具煙火	1		0		1-2	
合計	産業火薬	6	12	0	1	2-2	5-7
	煙火	3		0		2-3	
	がん具煙火	3		1		1-2	

保安教育 学んでなくそう 火薬事故

## 火薬事故の概要

### 製造中

番号	発生日時	発生場所	死	傷	級	事故概要
1	2月29日 11:30	茨城県 桜川市	0	1-1	C	自動車用ガス発生器に使用する点火薬を廃棄する際の前処理工程で、溶剤を混合する作業中に爆発し、火災が発生した。作業員2名が負傷した。
2	5月13日 14:30	福島県 白河市	0	0-1	B	えい航標的用ロケットモーターに取り付けるイグナイター（ロケットモーターに火をつけるもの）を女性作業員2名で組み立て中に発火し、1名が火傷を負った。組立作業はイグナイターを構成する樹脂容器に火薬を詰め、その容器に蓋をし、容器と蓋を樹脂製のテープで接着する作業であった。 *同一事業所での前回事故から1年未満の間の事故のため、B級事故となる。
合計	2件		0	1-2		

### 消費中

番号	発生日時	発生場所	死	傷	級	事故概要
1	2月4日 15:00	茨城県 笠間市	0	0-0	C	採石場で発破を行ったところ、飛石（約15×7×10cm）が発生し、採石場に隣接する県道（発破個所から150m）を走行中の車両のフロントの一部が損傷した。
2	3月20日 10:30	秋田県 大館市	0	0-0	C	採石場のベンチ発破で飛石が発生し、発破現場より約100m離れた県道及び林地に落下した。県道のU字溝7箇所が破損し、舗装面に亀裂が生じたほか立木7本が折損した。
3	3月25日 9:30	長野県 大鹿村	0	0-0	C	採石場で発破を行ったところ、飛石（2個分程度の大きさ、1個）が発生し、発破現場から約300mの地点の民家に飛来して、トイレの屋根を破損した。
4	5月19日 13:15	岩手県 奥州市	0	1-0	C	採石場で発破を行ったところ、握り拳大の石が200m離れた別会社の事務所窓ガラスを突き破り、事務所内で勤務中の男性従業員に当たって、左腕を骨折した。
合計	4件		0	1-0		

### (煙火)

### 消費中

番号	発生日時	発生場所	死	傷	級	事故概要
1	1月1日 0:00	大阪市 此花区	0	0-1	C	カウントダウンで煙火の消費中に火の粉が落下し、観客1名が火傷を負った。
2	2月29日 14:00	群馬県 高崎市	0	1-0	C	猿の駆除のため轟音玉を取り扱っていたところ、誤って右手中で破裂させ負傷した。
3	4月12日 20:05	岐阜県 岐阜市	0	1-2	C	神社境内で開催された火祭りで、花火御輿に載せた仕掛け煙火（直径約15cm、高さ約50cm）4基のうちの1基が、高さ約20mの御神燈柱と地面を結ぶ張り綱に引っかかり落下し、担ぎ手1名が落下した仕掛け煙火に当たり負傷するとともに、担ぎ手2名が火傷を負った。
合計	3件		0	2-3		

**無災害 知識と技術と正しい管理**

# 保証会社

## 1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（8月分）

西日本建設業保証㈱  
宮 崎 支 店

### I. 全般の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率
平成20年度	394	4.5%	10,582	▲14.3%	1,551	1.7%	55,987	11.0%
平成19年度	377	▲23.4%	12,348	▲30.9%	1,525	▲22.0%	50,430	▲26.9%
平成18年度	492	▲2.2%	17,873	28.1%	1,955	5.7%	68,981	19.5%

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比。以下同じ。

### II. 発注者別の状況

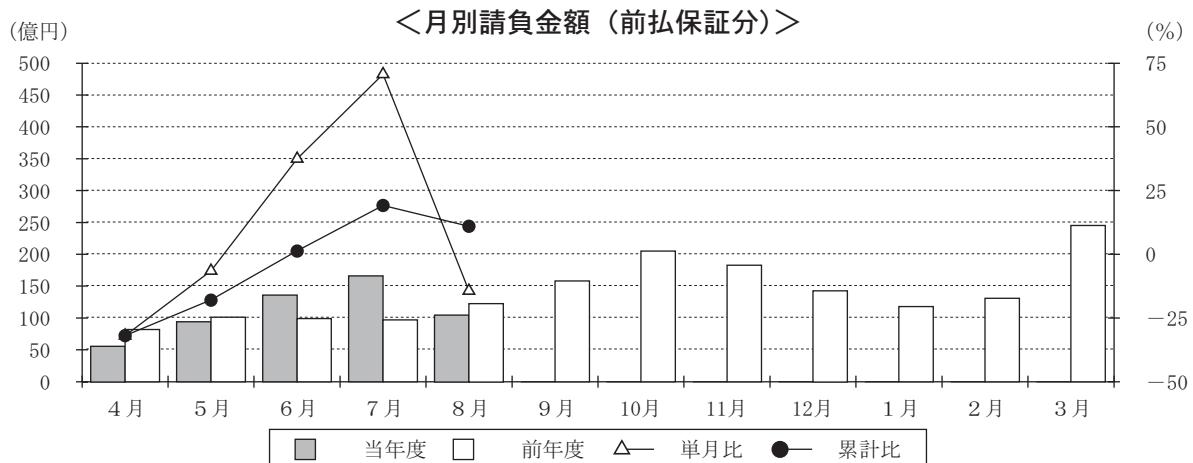
(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
国	42	3,706	▲15.0%	35.0%	193	14,712	39.6%	26.3%
独立行政法人等	7	151	51.3%	1.4%	38	9,086	36.7%	16.2%
県	137	3,354	0.4%	31.7%	469	11,903	▲10.4%	21.3%
市町村	206	3,331	▲21.0%	31.5%	834	19,112	0.3%	34.1%
その他の	2	38	▲88.1%	0.4%	17	1,171	30.3%	2.1%
計	394	10,582	▲14.3%	100.0%	1,551	55,987	11.0%	100.0%

### III. 地区別の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
宮 崎	91	2,705	2.5%	25.6%	371	13,814	29.1%	24.7%
高 岡	9	296	▲29.8%	2.8%	69	1,799	20.9%	3.2%
西 都	18	407	12.2%	3.8%	62	971	▲25.9%	1.7%
高 鍋	22	1,093	61.0%	10.3%	86	3,567	▲12.1%	6.4%
日 南	34	964	25.6%	9.1%	130	5,180	193.9%	9.3%
串 間	12	241	▲28.8%	2.3%	48	676	▲39.3%	1.2%
都 城	50	1,127	▲12.9%	10.7%	206	5,056	▲43.5%	9.0%
小 林	37	939	72.1%	8.9%	126	2,954	2.7%	5.3%
日 向	59	1,206	▲46.1%	11.4%	214	9,628	1.2%	17.2%
延 岡	38	1,136	▲56.5%	10.7%	156	10,199	40.7%	18.2%
西 臼 斧	24	462	4.8%	4.4%	83	2,137	51.7%	3.8%
計	394	10,582	▲14.3%	100.0%	1,551	55,987	11.0%	100.0%



# 試験・研修等のご案内

## 1. 平成20年度2級建設業経理士『受験準備講座』のご案内（県協会会員対象）

1. 申込期間 平成20年9月24日（水）～11月7日（金）
2. 学習期間  
・予習添削：受講申込後教材到着日～12月1日（月）（自宅学習）  
・会場での講義：12月2日（火）・3日（水）・4日（木）の3日間9:30～16:30  
(受講会場) 宮崎県建設会館5階 (TEL 0985-22-7171)  
宮崎市橋通東2-9-19  
・復習添削：12月5日（金）～平成21年2月27日（金）（自宅学習）
3. 受講資格 建設業経理事務士3級合格者および3級有資格者と同等以上の知識を有する者
4. 受講料  
(1) 受講料：42,000円（消費税・教材費8,400円含む）  
(2) 使用教材①「建設業会計概説2級」（定価2,940円）  
②「建設業会計講習・自習用テキスト2級」（定価2,940円）  
③「建設業経理検定試験問題集・解答と解説（上級）」（定価2,520円）  
(3) 受講料徴収方法：  
・建設産業振興センター宛に、同封の申込書をFAX送付。  
・1週間以内に郵便局の代金引換郵便にて受講票、教材等を送付。  
・郵便局員配達時に受講料の支払い。
5. 定員 50名（定員になり次第締め切らせていただきます。）
6. 助成金：①建設教育訓練助成金 第2種通信教育（同封の受講の手引き参照）  
※建設教育訓練助成金（第2種通信教育）は、  
・雇用保険料率が18/1000である中小建設事業主が受講料を全額負担した場合、受講料の50%が助成されます。  
・助成金の申請には、当振興センター発行の講習修了証が必要です。講習修了証発行基準は、添削問題を6回中5回以上提出された方です。  
・助成金申請の詳細は、必ず雇用・能力開発機構センター（TEL 0985-51-1511）へお問い合わせください。  
②宮崎県建設業協会助成金 1万円（上記修了証発行後、県協会へ請求）
7. 講師 (財)建設業振興基金 2級特別研修 講師経験者
8. 講座内容

予習添削 (3回)	自宅学習	第1回	・3級レベルの精算表・工事原価の費目別計算・工事間接費の配賦
		第2回	・部門別計算と総合問題・主要取引（その1）
		第3回	・主要取引（その2）、精算表
会場での講義	12月2日 12月3日 12月4日	9:30～16:30	・3級の復習・工事原価の計算と工事間接費の配賦
			・主要取引の会計処理（その1）
			・主要取引の会計処理（その2）・決算と財務諸表・本支店会計 ・模擬試験および解答解説
復習添削 (3回)	自宅学習	第4回	・検定試験対策 模擬試験問題①
		第5回	・検定試験対策 模擬試験問題②
		第6回	・検定試験対策 模擬試験問題③

(宮崎建協用)

記入漏れのないよう必要事項をご記入後、下記へFAXしてください。

## 平成20年度 2級 建設業経理士 受験準備講座 受講申込書

会場名							
宮崎会場	宮崎県建設会館	〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19 TEL 0985-22-7171				受付日	

受講者情報欄	フリガナ	性別	生年月日					保有資格	1. 3級建設業経理事務士	
	氏名	男	女	大正	昭和	年	月		日	2. 日商・全経・全商簿記3級
	住所	(〒 - )TEL ( ) FAX ( )							3. 資格なし	
	フリガナ	性別	生年月日					保有資格	1. 3級建設業経理事務士	
	氏名	男	女	大正	昭和	年	月		日	2. 日商・全経・全商簿記3級
	住所	(〒 - )TEL ( ) FAX ( )							3. 資格なし	
勤務先情報欄	フリガナ									
	名称									
	所在地	(〒 - )TEL ( ) FAX ( )								

利用する助成金 (必ず○して下さい。)	1. 建設教育訓練助成金(第2種通信教育)※	2. 利用しない
------------------------	------------------------	----------

※建設教育訓練助成金(第2種通信教育)は、

- 雇用保険料率が18/1000である中小建設事業主が受講料を全額負担した場合、受講料の50%が助成されます。
- 助成金の詳細は、雇用・能力開発機構センター(TEL 0985-51-1511)へお問い合わせください。

- 受講票・自宅学習教材・添削問題送付先を選択し、必ずどちらかに○を付けてください。  
選択された送付先へ、郵便局の代金引換郵便にて送付致しますので、郵便局員へ受講料をお支払いください。

	自宅		勤務先
--	----	--	-----

申込先 建設産業振興センター FAX 03-5473-0784 TEL 03-5473-4590 〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-3-10 虎ノ門きよしビル4階
--

## 2. 平成20年度建設業経理検定試験（下期）のご案内

当振興基金では、従来より建設業会計の知識習得を目的とした建設業経理検定試験を実施しています。平成18年4月に法令が改正されたことにより、建設業法施行規則第18条の3に規定する国土交通大臣の登録経理試験制度が創設され、当基金が行う1級及び2級の検定試験は「建設業経理士検定試験」として年2回実施しています。3級及び4級の検定試験は、当基金独自の資格試験として、従来通り「建設業経理事務士検定試験」として年1回実施しています。

なお、平成20年4月より実施されている新しい経営事項審査における「公認会計士等数」については、従来通り1級及び2級建設業経理士（1級及び2級建設業経理事務士含む）が評価されています。また、上記の評価に加え、1級建設業経理士（1級経理事務士含む）については新たに設定された「監査の受審状況」において、社内の経理実務責任者として自主監査する場合に評価の対象とされることになりました。建設業界において大変意義深い資格試験でございますので、是非この機会にお申し込みいただきますようお願いいたします。

### 1. 試験日程

下期試験：第5回建設業経理士検定試験（1級・2級）

第28回建設業経理事務士検定試験（3級・4級）

受験申込受付期間 平成20年11月10日（月）～11月30日（日）〔消印有効〕

※申込書の配布期間：平成20年10月27日（月）～11月28日（金）

試験日 平成21年3月8日（日）

合格発表日 平成21年5月11日（月）

### 2. 受験資格

どなたでも、希望の級を受験することができます。

### 3. 試験の内容及び程度

各試験級の内容と程度は下表のとおりです。なお、1級は原価計算、財務諸表、財務分析の3科目から成る科目合格制をとっており、有効期限内に3科目全てに合格すると1級資格者となります。

級別	内 容	程 度
1級	建設業原価計算、財務諸表論及び財務分析	上級の建設業簿記、建設業原価計算及び会計学を修得し、会社法その他会計に関する法規を理解しており、建設業の財務諸表の作成及びそれに基づく経営分析が行えること。
2級	建設業の簿記・原価計算及び会社会計	実践的な建設業簿記、基礎的な建設業原価計算を修得し、決算等に関する実務を行えること。
3級	建設業の簿記・原価計算	基礎的な建設業簿記の原理及び記帳並びに初步的な建設業原価計算を理解しており、決算等に関する初步的な実務を行えること。
4級	簿記のしくみ	初步的な建設業簿記を理解していること。

#### 4. 試験日の時間割・試験時間等

試験日の時間割・試験時間・出題数は本年度より下表の通りになりました。

##### 【下期】

時 間 割	1 時限目	2 時限目	3 時限目
試験級 (試験時間・出題数)	1 級財務諸表 (9:30~11:00・5題)	1 級財務分析 (12:00~13:30・5題)	1 級原価計算 (14:10~16:10・5題)
	4 級 (9:30~11:00・4題)	3 級 (12:00~14:00・5題)	2 級 (14:40~16:40・5題)

#### 5. 複数受験

1級は、1科目受験のほか、2科目または3科目の受験が可能です。また、「2級と3級」、「3級と4級」の組み合わせによる受験も可能ですが、これ以外の組み合わせによる複数受験（例えば1級各科目と2級の組み合わせ）はできません。

なお、複数の級・科目をお申し込みされる場合でも、申込書は1枚でお申し込みできます。

#### 6. 試験地

全国主要都市で実施します。

#### 7. 受験料（消費税込）

1級（1科目）	7,200円	1級（2科目）	10,300円
1級（3科目）	13,300円	2級	6,100円
3級	5,100円	4級	4,100円
2級・3級	11,200円	3級・4級	9,200円

※上記受験料のほか、「受験申込書」を入手されて申し込みされる場合は、申込書代として300円（消費税込）が必要となります。また、インターネットで申し込みされる場合は、申込書代は不要ですが、決済手数料として300円（消費税込）が必要です。

#### 8. 申込方法

検定試験の申し込みは、以下の2つの方法があります。

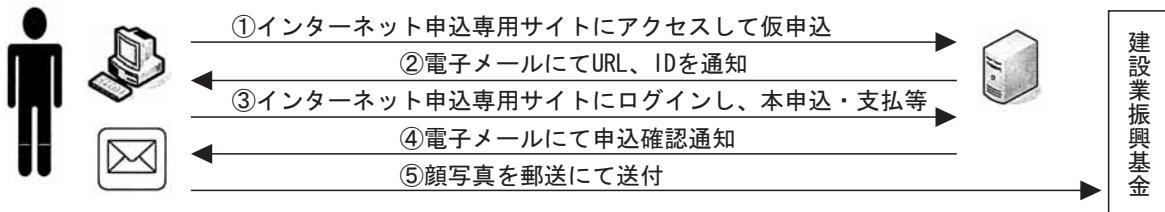
##### Ⓐ インターネットによる申し込み

- ・E-mailアドレスが必要となります。
- ・支払方法は、クレジットカード決済またはコンビニ決済のいずれかです。
- ・写真のみ普通郵便等で郵送（平成18年度以降の試験申込者は写真送付が免除される場合がございます）

##### Ⓑ 「受験申込書」郵送による申し込み

- ・申込書の入手が必要です
- ・支払方法は郵便局での払い込みとなります
- ・受験申込書・写真・郵便振替払込証明書を「配達記録」郵便にて郵送  
(※平成18年度以降の試験申込者は写真送付が免除される場合がございます)

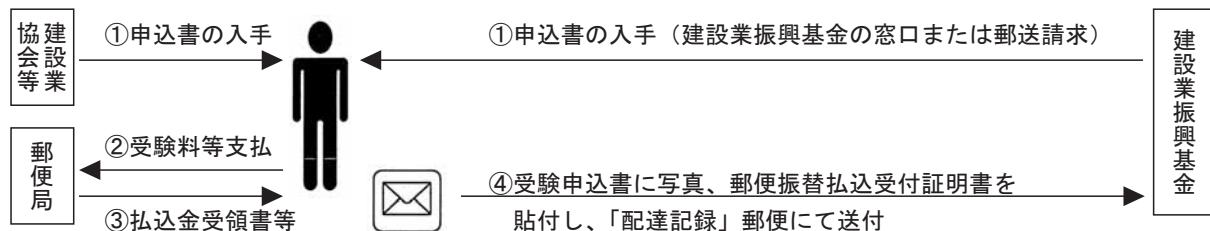
## Ⓐ インターネットによる申し込みの流れ



●申込期間〔下期試験：11月10日～11月30日〕

詳細は右記へ→<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/gyom2/>  
又は→宮崎県建設業協会HPへ

## Ⓑ 「受験申込書」郵送による申し込みの流れ



申込書を下記要領で入手いただき、申込期間内に必要事項をご記入の上、振興基金宛てに「配達記録郵便」にてご郵送ください。なお、受験料のお支払いは申込書に添付している払込用紙を用い、郵便局でのお支払いとなります。

●申込期間〔下期試験：11月11日～11月30日〕

### (1) 窓口での入手

振興基金や宮崎県建設業協会、各地区（市）建設業協会の窓口（カウンター等）で下記の期間（土日・祝日・振替休日をのぞく）、配布しております。

配布箇所によっては、申込期限前に無くなってしまう場合もございますので、お早めにお求めください。

●配布期間〔下期試験：10月27日～11月28日〕

●申込書代金（300円）は受験料と共に払い込みいただきますので、申込書入手時には不要です。

### (2) 郵送請求

上記窓口での入手が困難な方は、①受験申込書送付依頼書（次ページ）に必要事項をご記入の上、②送料分の切手と共に、振興基金宛てにお送りいただければ、当方より申込書をお送りいたします。

●取扱期間〔下期試験：10月27日～11月18日（いずれも基金到着分迄）〕

●申込書代金（300円）は当方からお送りする申込書に添付している払込用紙を用い、郵便局で受験料と共に払い込みいただきますので、申込書の郵送請求時には不要です。

#### 【①及び②の送付先】

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12

（財）建設業振興基金

建設業経理検定試験センター試験係

（下期試験：11月18日 当振興基金到着分迄）

※郵送請求の場合、申込書が届くのに1週間程度かかりますので、お早めにご請求ください。

申込書請求部数	送料（切手）
1部	140円分
2部	240円分
3～6部	390円分
7～10部	580円分
11部以上	宅配便の送料 着払いでの送付

## 9. 写真送付の免除

平成18年度以降の建設業経理検定試験に申し込みされた方は、写真の送付を免除いたします。この措置をお受けになりたい方は、申込の際に平成18年度以降の「整理番号」が必要となります。「整理番号」は受験票または合否通知に記載しています。

## 10. 1級科目合格の有効期限 1級科目合格に5年の有効期限

平成17年度までの建設業経理事務士 1級科目合格者	平成18年4月30日を基準日とし、それ以後5年の間に行われる試験で、残りの科目をすべて取得すれば、1級建設業経理士となり、合格証明書が交付されます。
平成18年度以降の建設業経理士 1級科目合格者	科目合格通知書の交付日を基準日として、それ以後5年の間に行われる試験で、残りの科目をすべて取得すれば、1級建設業経理士となり、合格証明書が交付されます。

## 11. 本検定試験に関する問い合わせ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12

(財)建設業振興基金 建設業経理検定試験センター TEL 03-5473-4581

※以下のサイトで、検定試験、特別研修のご案内をしております。

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/gyom2/> 又は宮崎県建設業協会HPへ

## 12. 参考図書に関する問い合わせ・注文先

振興基金では下記の参考書等を発行しています。

・建設業会計概説（1級：財務諸表・財務分析・原価計算、2級、3級）

・初步の建設業会計（4級）

ご注文はこちらまで。→（株）建設産業振興センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-3-10

TEL 03-5408-1881 FAX 03-5408-1882

----- <切り取り線> -----

この依頼書と送料分の切手を期日までにお送り下さい。

下期試験：11月18日までに当基金必着

### —受験申込書送付依頼書—

受験申込書 送付先住所	〒 _____		
※勤務先に送付する場合は、会社名やビル名を必ず記入してください。			
お名前	様		
カナ氏名			
電話番号 (日中ご連絡先)	— —		
申込書請求部数	部	送料(切手)	円分

太枠内を宛先として申込書をお送りします。

内容に不明な点があった場合に、お問い合わせ可能な電話番号をご記入ください。

申込書の請求部数及び送料(切手)をご記入ください。申込書代金は後払い(受験料と共に払い込み)のため不要です。

# (財)建設業福祉共済団からのお知らせ

## 建設共済加入促進月間 実施中!!

「安心、ひろがる。」

平成20年度から建設共済制度が新しくなりました！

建設共済制度は、平成20年4月1日より従来の契約を被災者等に対する追加的補償を行う「被災者補償契約」と労働災害の再発防止の費用等労働災害に起因する企業の諸費用を補償する「諸費用補償契約」に分離されました。従来からの本制度の基本的理念である労働者の福祉の向上と労働災害に起因する不測の事態への備えの機能がより明確化された新たな建設共済（法定外労災補償）制度の一層の普及を図る為、10月1日から11月30日までの2ヶ月間、建設共済加入促進月間を実施しています。

今年度も各都道府県建設業協会と連携の上、建設共済制度の加入促進を図るとともに、すでに建設共済制度に加入している契約者に対して、主契約である年間完成工事高契約の補償額の引き上げ、年間完成工事高契約で補償の対象とならない役員、事務職員、製造業や林業などで働く労働者を補償する関連事業契約への加入を推奨しています。

加入促進月間中は、各都道府県建設業協会、支部・地区協会のご協力を得ながら、ポスターの掲示、新聞・会報への広告掲載によるPR活動、説明会の開催を行います。

### 《建設共済 年間完成工事高契約の概要》

主契約である年間完成工事高契約は、契約者が施工する全工事現場（元請の甲型共同企業体工事現場と海外工事現場を除く）に就労する労働者の業務災害または通勤災害を補償する契約です。

本契約は経営事項審査において加点評価されます。

現在、全国で約2万8千社の事業所が加入しています。まだ、建設共済に加入していない事業所の皆さまは、この機会に是非ご検討ください。

### 《年間完成工事高契約の特長》

- 建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- 事業主（契約者）への速やかな支払い。
- 経営事項審査において加点。



キャッチフレーズは「安心、ひろがる。」  
建設共済制度が新しくなり、より安心が大きくなつたことをアピールすることにより事業主に「建設共済」への加入を促していきます。

資料請求や掛金試算もできます。ご利用ください。

URL→<http://www.kyousaidan.or.jp/>

◎お問い合わせは、下記までご連絡ください。

(社) 宮崎県建設業協会 TEL 0985-22-7171

(財) 建設業福祉共済団 TEL 03-3591-8451

# 平成20年4月から 建設共済が変わりました!

新規は4月1日契約開始日から  
既契約は4月以降の契約更新日から

1. **被災者補償契約**と**諸費用補償契約**に分離し、  
同額の共済金区分で同時加入
2. 共済金区分は従来の1/2  
(両契約とも最高2,000万円から500万円の4区分)
3. 両契約の合計掛金額は従来と同額
4. 共済金支払い

## (1) 被災者補償契約

- ①被災者が自社雇用労働者の場合、共済団は契約金額の全額を契約者へ支払います。  
契約者は受領した共済金の全額を被災者等へ支払っていただきます。
- ②被災者が下請雇用労働者の場合、共済団は契約者と被災者等の合意額を契約共済金の範囲内で契約者へ支払います。  
契約者は受領した共済金の合意額を被災者等へ支払っていただきます。
- 被災者等の受領書等支払いを証する書類の提出が必要です。

## (2) 諸費用補償契約

契約金額の全額\*を支払います。

\*「被災者補償契約」の共済金を被災者等に全く支払わない場合は、「諸費用補償契約」の共済金は支払いません。既に「諸費用補償契約」の共済金を受領している場合は、全額返還していただきます。

法定外労災補償制度  
**建設共済**

## 財団 法人 建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15虎ノ門NSビル

■取扱機関：(社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橋通東2-9-19

TEL0985-22-7171 FAX0985-23-6798

建設共済の他にも、次のような事業を行っています。

### 育英奨学事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。